

仙台拘置支所長 岸 正

死刑確定者ビデオ視聴について

標記について、平成25年5月28日付け達示第10号「死刑確定者処遇規程の制定について」に基づき、死刑確定者（以下「確定者」という。）に対する余暇活動の援助の充実を図り、もって心情の安定に努めているところであるが、その要領を下記のとおりとすることとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 実施日時

毎週金曜日午後零時30分から同日午後3時30分までとする。

実施に支障がある場合は、別途実施日を指定する。

なお、面会等のためテレビ視聴が中断するなどして午後3時30分までに終了しない場合は、別途期日を定め、同テレビ番組の続きを視聴させることを妨げない。

2 実施要領

(1) 視聴番組の計画

ア 指導係（代務者を含む。以下、同じ。）は、あらかじめ、視聴させるテレビ番組をレコーダーにより録画し、DVDディスク等に保存した上で、「ビデオ視聴タイトル一覧表」を作成する。

なお、番組については、おおむね150分以内（3時間ものはDVD2枚に分割する。）とし、ジャンルを問わず広く録画するが、内容に疑義がある場合は、処遇第二統括の指示を仰ぐこと。

イ 該当居室担当職員は、確定者に対して、毎月1回、上記ビデオ視聴タイトル一覧表を交付し、別紙1「ビデオ視聴リクエスト用紙」に希望するテレビ番組を記入させる。

ウ 指導係は、希望順位等を考慮して実施計画を策定するが、事情により希望に添えない場合は、適宜の番組を選定し、別紙2

「ビデオ視聴実施簿」を作成の上、決裁を受けること。

なお、おおむね60分未満の番組については、1回の視聴において2本まで視聴させても差し支えない。

エ 指導係は、ビデオ視聴実施後、「ビデオ視聴実施簿」に実施状況等を記載して決裁を受けること。

(2) 視聴方法

ア テレビ、レコーダー、電源用タップ、イヤホン等、ビデオ視聴に必要な機材は、3階教誨室内に保管する。

イ 指導係は、視聴開始時刻の直前に、該当居室担当職員等と協力して、上記機材及びテレビ番組が保存されたDVDディスク等を該当者の居室へ入れるとともに、食器口上の窓の支柱部に「テレビ視聴中」のマグネットを貼付すること。

ウ ビデオ視聴が終了次第、速やかに上記機材等を引き上げること。

エ 指導係は、テレビ番組の内容が計画どおりのものかどうか、画像等に不具合がないかなどの確認を行うこと。

(3) 飲食物の喫食

ビデオ視聴時に、自弁購入した飲食物を喫食させて差支えない。

ビデオ視聴時の飲食物は、受刑者以外の被収容者が自弁できる嗜好品及び別途定めるビデオ視聴時用菓子類とする。

なお、ビデオ視聴時用菓子類については、ビデオ視聴時間帯に喫食するよう指導すること。

3 留意事項等

(1)

_____, ビデオ視聴時間帯は、巡回視察を密に実施すること。

(2) 別紙3「ビデオ視聴について」を該当居室に備え付け、周知することとする。

別紙1

ビデオ視聴リクエスト用紙

提出年月日 平成 年 月 日
番号 氏名

	ジャンル	タイトル名
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		

注1 収録時間がおおむね60分未満の番組の場合は、1つの枠の中に2本まで選択することができる。

注2 このリクエストは、あくまで各自の希望として受け付けるものであり、実際に視聴させるものが希望と異なることもあり得る。

別紙2

決裁		支所長	首席	第一統括	第二統括	主任	係員	提出年月日
	計画							平成 年 月 日
	実施							平成 年 月 日
実施日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分							
場 所	1 本人居室 2 その他 ()							
対 象 者	名 (実施者 名)							
行事内容	1 VTR () 2 その他 () ※ VTRの内容							
実施結果								

決裁		支所長	首席	第一統括	第二統括	主任	係員	提出年月日
	計画							平成 年 月 日
	実施							平成 年 月 日
実施日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分							
場 所	1 本人居室 2 その他 ()							
対 象 者	名 (実施者 名)							
行事内容	1 VTR () 2 その他 () ※ VTRの内容							
実施結果								

せんだいこうちししよ
仙台拘置支所ビデオ視聴^{しちよう}についてひようき
標記^{かき}について、下記^{じっし}のとおり実施^{じっし}します。

記

- 1 実施日時^{じっしにちじ}について
まいしゅうきんようび ごと れいじ ぶん さいだい ごと じ ぶん
毎週金曜日の午後零時30分から最大で午後3時30分までと
する。ただし、きゅうじつとう じっし できない場合は、別の日を指定する。
- 2 ビデオ番組^{ばんぐみ}について
まいつき ど しちよう いちらんひよう たいよ なか
毎月1度、「ビデオ視聴タイトル一覧表」を貸与するので、その中
の希望するビデオ番組を第一希望から第五希望まで選び、「ビデオ
視聴リクエスト用紙^{ようし}」に記載^{きさい}して提出^{ていしゅつ}すること。
おおむね60分未満のビデオ番組については、2本を1番組分と
する。
なん りゆう ていしゅつ きぼう そ ばあい とうししよ せんてい
何らかの理由で提出した希望に添えない場合は、当支所が選定し
たビデオ番組^{ばんぐみ}を視聴させる。
- 3 実施方法^{じっしほうほう}について
しちよう まえ しょくいん とう きざい きょしつ
ビデオ視聴の前に、職員がテレビやレコーダー等の機材を居室に
入れるので、じゅんび できしだい しちよう ばじ
準備が出来次第、視聴を始めること。
きざい うご ばあい すみ しょくいん もう
テレビなどの機材がうまく動かない場合は、速やかに職員に申し
出ること。
めんかいとう きょしつ はな ばあい いったん しちよう ちゅうし ようじ
面会等で居室を離れる場合は、一旦、ビデオ視聴を中止し、用事が
終わってから続きを見ること。午後3時30分までに視聴が終わら
ない場合は、別のビデオ視聴日に続きを見ることもできるため、希望
する場合は、ばあい しょくいん もう で
職員に申し出ること。
- 4 菓子等の喫食^{きつしょく}について
かしとう きつしょく
ビデオを視聴しながら、じべん こうにゆう かし るい きつしょく
ビデオを視聴しながら、自弁で購入した菓子やジュース類を喫食
することを認める。
しちよう あ かい こうにゆうきんがくじょうげん えん
なお、ビデオ視聴に合わせ、1回の購入金額上限を500円とし
て、とく さだ かしとう こうにゆう きつしょく みと どう かしとう
特に定める菓子等の購入及び喫食を認めるが、同菓子等はでき
る限り、かし かしとう じかんちゅう きつしょく
ビデオ視聴時間中に喫食すること。
- 5 その他、た ふめい ことがある場合は、ばあい しょくいん もう で
その他、不明なことがある場合は、職員に申し出ること。